

藤
原
永
範
考

仁
木
夏
実

はじめに

一 「三代の侍説」

二 藤原南家

三 保延年間までの永範

四 永範と鳥羽院

五 永範と信西

六 天皇近侍儒者について

七 永範と高倉院

八 わりに

天皇近侍儒者一覧

藤原南家系図

藤原永範略年譜

はじめに

本稿は、平安時代後期の儒者藤原永範（一一〇二～一八〇）の伝記研究である。

『本朝無題詩』・『本朝統文粹』・『詩序集』など現存する平安時代後期の漢詩文集は、好文の卿相藤原忠通と、儒者の家である藤原式家出身の人物を中心に構成されたものが多い。そのため、当該期の主たる漢詩文作者である儒者の伝記研究も、式家儒者を中心として進められ、全体としてこの時期の文壇は忠通と彼を仰ぐ式家儒者という構図で捉えられることが多い。しかし、当時の貴族日記など歴史史料にまで視野を広げれば、儒者弁を家業とした藤原北家日野流や、式家よりはやや後発であるものの天皇の侍読として活躍した南家の出身者などの活躍を数多く見出すことが出来る。現存作品の多寡により、式家儒者、特に彼らと忠通の交友に偏重した現在の研究は、当時の文壇状況を正確に反映したものとは言い難いのではないだろうか。稿者は、こうした従来の研究に対する批判をもとに、これまでに藤原北家日野流の実光の伝記研究を行い、また、式家儒者と摂関家の関係についてもよりきめ細やかな把握を目指した考察を行ってきた。¹ 小稿はそれらに続き、藤原南家の永範の伝記を追い、これまでほとんど個別的な考察の行われてこなかった彼の文学史上における位置を確認するものである。² なお、末尾に参考として、天皇近侍儒者一覧・藤原南家系図、そして永範の略年譜を付した。

一 「三代の侍読」

藤原永範がその生涯を終えたのは、治承四年（一一八〇）十一月九日深夜のことであった。

中山忠親はその日記『山槐記』においてこの当代きつての儒者の死を次のように伝えている。

今夜子時許、正三位行宮内卿式部大輔藤原朝臣永範薨。年七十九。³ 臨終正念云々。去月十一日出家、數日臥病、大小便不通云々。為三代（法皇、二条院、新院）帝者師。文道亡已在此時。

今夜子の時許、正三位行宮内卿式部大輔藤原朝臣永範薨ず。年七十九。臨終正念と云々。去んぬる月十一日出家、數日臥病、大小便通ぜずと云々。三代（法皇、二条院、新院）の帝者師なり。文道の亡ぶこと已に此の時に在るか。

（治承四年十一月九日条）

この八年前の承安二年（一一七二）三月十九日、宝莊嚴院で藤原清輔が行つた和歌尚歎会に七叟の一人として招かれた永範はこう詠じ、自ら注を付している。

李部侍郎永範、

いとひこし老こそけふはうれしけれいつかはかゝる春にあふべき

予、為、三、代、之、侍、讀。迫七旬之頽齡。位昇三品、今列七叟。故有此句矣。

予は三代の侍讀たり。七旬の頽齡に迫れり。位は三品に昇り、今七叟に列す。故に此の句有り

(『古今著聞集』卷五・二〇三「前大宮大進清輔和歌の尚歎会を行ふ事」)

一方は死去に際しての知人による評価であり、また一方は老境における彼自身の述懐であるが、それらがともに三代の天皇の侍讀を勤めたことに触れている点が注意されよう。「三代の侍讀」は自他ともに認める、永範の人生、就中その榮達を語る上で欠くことのできないキーワードであったのである。「三代の侍讀」は、平安時代後期を代表する鴻儒大江匡房以来のことであり、この時代、独占的に天皇侍讀を勤めた藤原北家日野流の儒者でさえ、三代の侍讀となつた人物はいない。永範は自流（藤原南家成季流）で初めて侍讀に任せられ、後白河・二条・高倉の三代に仕えた。また、二十七年間に亘つて式部大輔として翰林の頂点にあつたが、これは保元・平治の乱から平家が台頭し、その絶頂を極めた時代とびたりと重なる。彼がそうした激動の時代に文壇を代表する存在として生き抜き、自流発展の基礎を築くことが出来たのには、どのような背景があつたのだろうか。

二 藤原南家

永範の生涯を見てゆく前に、彼の出身した藤原南家という家系について整理しておきたい。

平安時代後期の実範（生没年未詳）を祖とする博士家藤原南家は、実範の息子の代で、季綱（生没年未詳）と成季

(生没年未詳)の二流に大きく分かれる。季綱には、藤原宗忠に「才知の聞こえ頗る傍輩に勝る」と評された(『中右記』寛治八年六月二日条裏書)友実(一〇六二・一〇九七)、尹通(一〇八一・一一二二)、そして『江談抄』の筆録者であり、その才を匡房に愛された実兼(一〇八五・一一二)の三人の息子があり、いずれも有能であったと伝えられるが、その子や孫の代頃までは儒者としての活躍はさほど目立つものではない。二十八歳で早世した実兼の遺児通憲(一一〇六・一一五九)が父の死後身を寄せていた高階家から独立、藤原姓に復姓し、さらに後白河院の近臣としてその政治手腕を發揮することも、長男友実の孫範兼(一一〇七・一一六五)が二条天皇の東宮学士に抜擢され、和歌を愛好した天皇にその歌学を評価されて天皇の歌壇で活躍することも、さらにその養子となつた範季(一一三〇・一二〇五・能範三男)が高倉院第四皇子を養育し、源平の争乱の中でその皇子が皇位を繼承するに至り、皇子、すなわち後鳥羽天皇の側近として高位に昇り詰めることも、すべてはまだ後の話である。

成季流の方は、成季、またその息永実(一〇六二・一一九)とともに大内記と文章博士を務め、位も四位まで昇つており、博士家らしい格を維持していたが、同時期に藤原式家の敦基(一〇四六・一一〇六)・敦光(一〇六三・一一四四)、藤原北家日野流の実光(一〇六九・一一四七)らが出て、華々しく活躍していたことに比べれば、やや地味な存在であったことは否めない。永範はこの成季流の永実の子として誕生した。

当時の儒者には大きく分けて二つの昇進ルートがあった。一つは儒者の弁として弁官から参議、さらに納言職に至るもの、もう一つは少・大内記を経て、式部少・大輔や文章博士など式部省関連の官を昇進してゆくものである。前者は公卿を極官とすることからも分かるように、後者よりも家格が高く、天皇関連の儒職を占める割合も勝っていたが、ほぼ藤原北家日野流の独占状態にあつた。永範の祖父・父らの官歴を見ても永範までの南家は

明らかに後者であり、式家などと同じく諸大夫層に属していた。

『尊卑分脈』によれば、永範には儒者として知られる子が三人いる。隱岐守大江行重女との間にもうけた範貞（生没年不詳）、光範（一一二六～一二〇九）と猶子の孝範（一一五八～一二三三）である。⁴範貞は従五位上文章博士、光範は従二位民部卿に至つたが、『尊卑分脈』は正流を継いだのは孝範であるとしている。猶子の孝範が「正流」を継いだとされることについては、後述のように孝範が家説を光範に授けられるなど、両流には家を同じくする者としての交流も見られることから、単に早く後継者の途絶えた光範流に対し、孝範の子孫達が代々東宮学士をはじめとする天皇近侍の儒職を得ることに成功し、鎌倉時代を通じて博士家としての面目を保ち続けたという結果から言われたことであろう。このことについて、永井晋氏は、頼範の死後南家の筆頭儒者となつた孝範の侍読申請は認められておらず（昇殿は寛喜元年に聽されている）、孝範の息子経範が後嵯峨天皇の侍読に任せられる際にも多くの関係者の了解を必要としていることから、この時までは南家の嫡流と認められてはいなかつたことを指摘している。⁵

三 保延年間までの永範

永範が史料の上に初めて登場するのは、彼が十二歳のことである。

文章博士永実男永範給学問料云々。件永範（年十二）、於中納言中將殿度々有当座作文、永範作詩之体誠不滯
藤原永範考（仁木）

停。依如此事、雖少年者被抽賞也。

文章博士永実男永範、学問料を給せらると云々。件の永範（年十二）、中納言中将（藤原忠通）殿に於いて度々当座の作文有るに、永範の作詩の体誠に滞停せず。此の如き事に依り、少年の者と雖も抽賞せらるるなり。

『中右記』永久二年（一一一四）十二月三十日条のこの記事が伝えるところによれば、永範は、属文の卿相として知られる藤原忠通（一〇九七—一二六四）の詩壇に少年の頃より参加し、その詩才を認められて勸学院学問料を給せられた。元永元年（一二一九）十二月には文章得業生、翌二年正月には加賀少掾となつており（『公卿補任』）、順調に儒者としての歩みを進めていたことが知られる。その後約二十年間の歩みをまとめると、次のようになる。

保安三年（一一二二）二月二日、対策に応ず

十二月二十日、大学権助

天治元年（一一二四）一月二十二日、左衛門尉・檢非違使宣旨

十二月二十日、叙爵（皇后宮合爵）

大治五年（一一三〇）一月六日、從五位上（策勞）

保延元年（一一三五）四月一日、太皇太后宮少進

保延二年（一一三六）一月六日、正五位下（策勞）

保延五年（一一三九）一月五日、從四位下（策勞）

天治元年十二月の叙爵に關わる「皇后宮」とは、白河院の第三皇女令子内親王である。彼女は後に鳥羽院准母として太皇太后となるが、保延元年に永範はその少進に任せられており、何らかのつながりがあったと思われる。また、大治三年（一二二八）十二月には先祖相伝の遠江国質佐庄を待賢門院御願寺円勝寺に寄進したことを示す待賢門院序牒案が残されている（『平安遺文』二二二二）。『古今著聞集』には、詩作の場での、徳大寺実定と永範との交流を語る説話が二編収められている。⁶ 実定は実能を祖父とするが、実能は待賢門院璋子の同母兄であり、後見役とも目される人物であったから、叔母甥の関係である実定と待賢門院とは特に親しかったと思われる。後年永範の孫頼範が没した時、頼範が相伝していた「万巻文書」は、長年頼範が徳大寺家の家領を充行されていた関係から実定の子、左大臣徳大寺公継の手に渡つたという（『明月記』嘉禄二年四月三十日条）。徳大寺家と永範一家とのつながりは非常に密なものがあつたのである。⁸

大治元年（一二二六）九月二十三日（『中右記部類紙背漢詩集』卷十）、大治五年（一二三〇）九月二十日（『中右記』）、保延元年（一二三五）三月二十三日（『中右記』）には藤原忠通邸における作文会に参加して講師や序者を勤めており、依然として忠通近くにあつてその詩才を評価させていたことは分かるが、この間には散位も経験している。⁹ 権門との縁故が無いわけではないものの、それは官人としての成功にはあまり結びついていない。

こうした状況がいくらか進展を見せるのが、保延五年十二月十六日の任文章博士である。

これはおそらくは同十二月九日の菅原時登の死去（『菅原氏系図』）に伴うもので、この時永範は三十八歳であった。後代の記事であるが、嘉禄二年（一二二六）、菅原長貞は任文章博士を祝う藤原定家の書状に対し、「翰林は当道の重んずる所なり、累門の経る所なり。未だ四旬に草ばずして此の擇に応ずること、倩先規を思ふに、其の例

少なし。就中吏部・翰林父子相並ぶの條は、正家、俊信朝臣、永範、光範卿の外候はず。」と答えており（『明月記』嘉禄二年四月二十二日条・原漢文）、これは通例から見てやや早い任官であったことがうかがえる。

このことの背景には、当時の文壇において永範の父にあたる世代が次々と一線を退いていったことが考えられる¹⁰。後の永範の活躍とも深く関わってゆくが、すでに老齢に達していた大内記文章博士藤原令明（式家）、式部大輔藤原宗光（日野家）が康治二年（一一四三）に没し、同年には中納言藤原実光（日野家）、翌天養元年には鴻儒藤原敦光（式家）が出家した。さらに永治元年（一一四二）には藤原知通（南家）、久安四年（一一四八）には文章博士藤原顯業（日野家）の壯年の死もあった（知通が四十歳、顯業は五十九歳）。

ある分野で大規模な世代交代が起こること自体はそれほど珍しいことではない。しかし、この時は前世代の退場が短期間のうちに起こり、さらに各家でその補充が円滑に行われたとは言いがたい点で特殊であった。すなわち、日野流の実光と顯業の息はともにまだ二十代後半から三十代前半の若年であつて父の欠をすぐさま補える立場ではなく、菅原家でも時登の繼嗣公賢が保元二年（一一五七）に五十一年で亡くなるなど、文壇全体として人材の層が薄くなっていた。永範の儒者としての本格的な活躍が始まるのはまさにこの時期からである。父永実が鴻儒敦光や実光らと世代を同じくしたために、いささか精彩に欠ける生涯を送ったことを思うならば、その子永範は対照的に時代に恵まれたと言うことが出来ようか。

四 永範と鳥羽院

文章博士となつた永範は、二年後の越中介、六年後の從四位上を経て、久安三年（一一四七）正月には伊予權介となつた。この年の八月十一日、鳥羽院は鳥羽の安樂寿院南に建設した阿弥陀堂の供養を行い、その願文の執筆を藤原頤業、呪願文の製作を永範に命じた。翌年頤業が亡くなり、永範の手になる鳥羽院関連の願文・呪願文の類は急激に増加する。鳥羽院が國家事業にも匹敵する豪壮な法会を数多く修したことは、院政期という時代の象徴としてしばしば語られるところであるが、こうした法会に際して草される願文の類は、法会の主体である院の立場による、院自身についての語りが挿入されることが多く、院政期における院の立場を知る上で興味深い資料の一つとなつてゐる。

田中文英氏は、撰閔に輔弼された天皇統治を正当な政治体制とする撰閔政治を経て後、院が自らの国政参与正当化のために主張した論理として、「天皇との関係をいわば家父長的論理で癒着吻合することによって、天皇の分身的權威と後見的立場を強調」¹¹ したことを指摘されているが、注目されるのは、永範による鳥羽院関連の願文にはそうした論理による文言がことに多く見受けられることである。

例えば、仁平四年（一一五四）八月九日に行われた鳥羽院による、金剛心院供養に際して永範が草した願文には施主である鳥羽院が自らについて以下のように語る一節が含まれている。

如弟子者、

不屑万乘之尊權、

不貪四海之貢賦。

早入一実之道、

專厭六塵之鄉。

多年所修者、讚佛乘之因。

恒時所當者、成正覺之業。

証得菩提、非無所恃。

但在位当初、馭俗之間、

庶績難和、定招齊民之咎。

三章有法、猶遺夏台之冤。

加之、翊二代幼弱之君、

聽万機諮問之礼。

世事為之相侵、

空觀由其易紊。

懺悔之思、造次不休。：

弟子の如きは、

万乘の尊權を屑しとせず、

四海の貢賦を貪らず。

早く一実之道に入り、

専ら六塵の鄉を厭ふ。

多年修する所は、讚佛乘の因なり。

恒時當む所は、成正覺の業なり。

証得菩提は、恃む所無きにあらず。

但し在位の当初、馭俗の間、

庶績和し難く、定めて齊民の咎を招かん。

三章法有れども、猶夏台の冤を遺すがごとし。

加之、しかのみならず之、二代幼弱の君を翊け、

万機諮問の礼を聽く。

世事之が為に相侵され、

空觀其に由りて紊れ易し。

懺悔の思ひ、造次も休まず。：

すなわち、私は、天皇の位を快くは思わず、私利私欲に走ることもなかつた。早くに仏道に入り俗世を捨て、長年仏の教えを讃嘆し、常にさとりを求めてきた。ただ、天皇の位にあつた時には功績を積むことは難しく、必ずや人民のそしりを招いていることであろう。三章の法は有つたが、それでも冤罪とすることがあつたやも知れない。加えて続く二代の帝はいずれもいまだ幼いため、万機は出家の私に諮られることとなつており、仏道修行に専念することも出来ない……、と言うのが永範による鳥羽院像である。しかし、これは同時に製作された藤原茂明の呪願文の描く鳥羽院の姿、

、禅定仙院、遁九五尊、

、禅定仙院は、九五尊を遁れ、

藐姑射山、送卅余曆。

藐姑射山に、卅余曆を送る。

身厭塵累、早拋万機、

身は塵累を厭ひ、早く万機を抛ち、

首落雲鬟、偏崇三宝。

首は雲鬟を落とし、偏へに三宝を崇む。

依天与善、皇統繁昌、

天は善に与するに依りて、皇統繁昌し、

為心帰真、佛縁純熟。

為に心は帰真し、佛縁は純熟たり。

寔知往劫、宿福令然。

寔に往劫、宿福の然らしむるところなるを知る

兼憶當時、修因所致。

兼ねて当时、修因の致す所なるを憶ふ。：

(『本朝文集』卷五十九)

上皇は、天子の位を退かれ、院にて三十余年の月日をお過ごしなつておられる。穢れた俗事を忌み、早くに万

機を抛つて出家され、ひたすらに三宝を崇拜しておられる。天の助けを得ることにより、その血統は繁盛し、心はそのために真実の法に向かう、まことに前世の宿福の然らしむるところ、現世の功徳の果報である…、と手放しで礼賛される院の姿とは大きく隔たつてゐるようと思われる。

総体的に、永範の願文・呪願文は、他の作者によるものに比べて施主—現存作品からすればそのほとんどは鳥羽院であるが—自身についての記述が多く、しかもその内容は今挙げた例のように、内省に彩られながら、天皇の父として心ならずも国政に参与しなくてはならないために、仏道修行がおろそかになつてゐることを懺悔する、というパターンのものや、ことさらに自らが治天の君であることを強調するものが目立つ。

…、然而太上天皇者長嫡也、…、然るに太上天皇は長嫡なり、

今上陛下者少子也。 今上陛下は少子なり。

皆幼而嗣聖曆、 皆幼にして聖曆を嗣ぎ、

未識而応休符。 未だ休符に応ずるを識らず。

朝之政理、寄諮詢於一身、 朝の政理は、諮詢を一身に寄せ、

國之安全、致訓導於二代。 國の安全は、訓導を二代に致す。

因默、雖凝觀於水月、 黙に因りて、觀を水月に凝らすと雖も、

未だ跡を山林に交へず。 未だ跡を山林に交へず。

(仁平元年七月四日「鳥羽法皇白河東御堂内御塔供養願文」『本朝文集』卷六十一¹²)

弟子早先綺歲、

弟子は早く綺歲に先んじ、

忝據羅図。

忝くも羅図を握る。

徳薄而慙蒼昊之心、

徳薄くして蒼昊の心に慙じ、

功成而守玄元之誠。

功成りて玄元の誠を守る。

訪栖姑射、

栖を姑射に訪ね、

猶謝太上皇之徽名、

猶ほ太上皇の徽名を謝し、

問道禪門、

道を禪門に問ひ、

偏列人中尊之遺弟。

偏へに人中尊の遺弟に列す。

：（中略）：

：（中略）：

然間二代之皇□、共孝行。

然るの間二代の皇□、共に孝行たり。

万機之諮詢、動驚禪念。

万機の諮詢、動もすれば禪念を驚かす。

誠是蒙權現之加護、

誠に是れ権現の加護を蒙り、

介眇身之景福而已。

眇身の景福を介げんとするのみ。

（仁平三年一月十四日「鳥羽法皇於熊野本宮金泥一切經供養願文」『本朝文集』卷六十二）

さきほどの田中氏の指摘を承けてこれらの願文を見るならば、永範が描き出す、天皇家の家父長たるが故に仏道修行中の身にありながらそれを許されず、やむを得ず朝政に参画しているという（それはあくまで表面的なボーリ

ズであるわけだが）鳥羽院像は、まさにその院政の正当化を強く主張するものであり、永範が願文という方法で鳥羽院政を支えていたことを知ることが出来るのである。¹³

仁平三年（一一五三）正月、永範は式部大輔となつた。摂関家との関係も途切れたわけではなく、保元三年八月十一日の忠通の関白辭表は永範が草し、それを伝える『兵範記』の記事には「式部大輔永範朝臣（儒宗、又為家司上臈、着束帶）持參御表草」とあって、忠通家家司の中でも上臈であつたことが分かる。忠通が現役を退いた後も、長男基実（一一四三—一二六〇）や、彼の夭折後摂関家の中心となつた次男基房（一一四五—一二三〇）らに仕えた様子が諸書に見える。¹⁴

一方で、仁平二年正月二十六日に行われた頼長邸大饗への参仕（『兵範記』同日条）、長息兼長の師となる（『台記』久寿元年四月十一日条）などの記事からは頼長家家司であったことが伺われ、永範は次第に対立を深めてゆく摂関家の兄弟の双方との関係をバランス良く保持していたこととなる。頼長が氏長者となつた後に、忠通との関係が永範よりも深かつたと思われる平信範や日野家の資長のように官位が滞ることもなく、逆に忠通側の復権が果たされた保元の乱後に官を解かれることもなく淡淡としておられたことがその裏づけとなろう。そこには永範の政治感覚の良さのようなものを感じ取ることも出来ようが、やはりこの時期の彼の文筆活動が鳥羽院関連の願文に集中していることを考へるならば、彼に多数の願文の執筆を依頼し、その院政を支持せしめた鳥羽院の力が背景にあると考えられはしないだろうか。河内祥輔氏は保元の乱の直前、鳥羽院が当時反目を深めつつあつた摂関家—関白忠通と左大臣頼長、そして頼長を支持した二人の父忠実一といふ「両者の面子を立つような妥協策を採り、紛争に自ら決着をつけることを避けた」ことを指摘されているが、そうした鳥羽院の判断と永範の摂関家との関

係、そして鳥羽院と永範との関係の深さとは矛盾なく繋がるようと思われる所以である。

五 永範と信西

永範は久寿二年（一一五五）十一月に行われた後白河天皇度の大嘗会の悠紀歌人を勤め、十二月には、後白河天皇の侍読として昇殿を聽された（『公卿補任』）。これらはともに南家実範流の儒者としては初めてのことであり、一見喜ばしい人事のように見える。しかし、当時の政治状況、中でも後白河天皇という天皇の置かれた立場を考えてみると、そう単純に言えるものではない。

近衛天皇の死去にともなう次期天皇の決定までに糾余曲折があつたこと、その結果、近い将来の譲位と皇子守仁親王の即位が念頭に置かれた形で後白河天皇の即位と守仁親王の立坊が選択されたことは周知のことであろう。そして、この決定に大きく関与していたのが藤原通憲入道、すなわち信西であった。藤原南家季綱流の出身でありながら、父実兼の死去により儒業を伝えられることなく少納言を最終官として出家した彼は、院近臣の中心として権力の中枢に隠然たる力を握っていたのである。¹⁸当初より未來の守仁親王即位が主眼とされた選択であつたから、信西は東宮守仁親王の周辺にも十分な注意を払っていたと思しい。『兵範記』久寿二年（一一五五）九月二十三日条は立太子に関する記事の裏書に「学士不被任、希代事云々、五位属未曾有云々」と述べ、立坊に際して東宮職の一である東宮学士がまだ決定していないという稀有な状況であつたと伝える。その約二ヵ月後の同年十一月二十七日の小除目において、ようやく学士が任ぜられた。當時正五位下式部少輔であつた藤原範兼（一一〇七—

（一六五）と從五位上刑部大輔の藤原俊憲（一一三三～一二六七）である。二人がともに五位であることからすれば、『兵範記』の記事に見られる「五位」が範兼と俊憲を指していることは明らかであろう。二人を東宮学士に、といいう案はすでに九月の段階で挙がっていたものの、五位という低い位が問題となつて決定が十一月まで延びたと考えられる。

範兼は藤原南家季綱流の友実の孫、從四位下式部少輔能兼の子。天養二年（一一四五）、正五位下式部少輔に加えて出雲權守に任せられて以降約十年間は叙級・任官の機会に恵まれていなかつた人物である。¹⁹ 俊憲は同じく季綱出身で、通憲、すなわち信西の長子。『続古事談』や『古今著聞集』などからは、有能な儒者官僚であつたことがうかがわれるが²⁰、彼の異常とも言える昇進ぶりは彼自身の才幹以上に父信西の後押しによるものであろう。範兼・俊憲ともに東宮学士への任官は通例では考えられない大抜擢であったのである。²¹

信西は保元三年（一一五八）正月二十二日に長く途絶えていた内宴を再興させたが、その折の講師は範兼、序者は俊憲であった。さらに平治元年（一一五九）の一条天皇度大嘗会ではやはりこの二人が大嘗会歌人を勤めていた。信西が進める旧儀復興、二条天皇即位といった政策を儒職の側から支えたのがこの南家季綱流出身の二人の儒者であった。東宮学士は東宮践祚後そのまま天皇の侍読となる例が多く、信西もその心積もりであつたであろう。そのことを確認した上で翻つて永範が命ぜられた後白河天皇の侍読という立場を考えて見た場合、それは信西の構想の中では、後白河天皇が二条天皇が即位するまでの中継ぎの天皇であつたのと呼応した、あくまで中継ぎの侍読であつて、何ら発展性を持たない地位ということになるのではないか。確かに永範は保元三年の内宴では題者を勤め、信西の積極的な南家儒者登用策の一端を支えてはいた。しかし、その優先順位はあくまで俊憲、

範兼という季綱流の二人に次ぐものであつたのである。

そのわずか数年後、平治の乱により彼らの運命は一変する。

平治元年十二月、かねて信西と対立していた藤原信頼が蜂起、信西は危機を察知して逃走するものの逃げ切れず山中で自害、子息たちは多くが官を解かれ、配流となつた。俊憲もまた大嘗会で歌人を勤めた約一ヶ月後の十二月二十二日には越後配流となり、その後まもなく出家している(『公卿補任』)。永範はその後を襲うかたちであろう、永暦二年(一一六一)に二条天皇の侍読に任せられている。さらに仁安元年(一一六六)十月の立太子に際して後の高倉天皇の東宮学士に任せられ、同十一月の高倉天皇度大嘗会では主基歌人を、翌仁安二年の十二月には東宮の御書始の侍読を勤めるに至る。すでに範兼は二年前に亡くなっていた。特に誰かの推挙を得ずとも二代の侍読を経験していることは、万事において先例の重視されたこの時代、何より強力な武器となつたと思われる。この間に官は石見守、大宰大弐を経、位は正四位下となつていて(『公卿補任』)。信西の南家優遇策と彼の失脚は、結果として永範にきわめて有利に働いたこととなる。

六 天皇近侍儒者について

前節では、永範が後白河・二条、そして高倉の三代の侍読となつた経緯を概観した。では、永範にとつて、あるいは当時の儒者にとつて天皇の侍読となることはどのような意味を持つていたのであらうか。

先述したとおり、侍読はその天皇の東宮時代に東宮学士を勤めた人物が任せられることが多い。天皇との関わ

りが深い儒職としては、侍読や東宮学士の他に皇子の誕生を祝う儀式、御湯殿の儀で書を読みあげる読書博士、その皇子が多く七、八歳になったときに本格的な学習の開始を示す意味で行われる読書始の折の読書博士及び尚復などが挙げられる。また、即位を寿ぐ大嘗会で和歌を詠じる大嘗会歌人も、古来儒者が任命されることがほとんどであったことから、これも凖じるものとして数えられよう。²² それらの儒職に任せられた儒者を仮に「天皇近侍儒者」と名付け、朱雀天皇以降、順徳天皇までを挙げたのが最後に掲げた「天皇近侍儒者一覧」である。その学識が認められて天皇に実際に書を講義した者を侍読と呼ぶこともあるが、御湯殿の儒者や読書始の博士などは実質的な仕事はほとんど無く、ほぼ名誉職と言つて良い役職であるから、任用されることそれ自身に大きな意味があつたと思われる。

そういうた役を勤めたことが一種の勞となつて、官位の上昇につながることもあつた。藤原敦光の「就中当今第一親王御降誕の時、御書役を勤む。先例此の役を勤むる人、必ず頸要の官に任せらる」（『本朝統文粹』卷七「申式部大輔・弁官書・原漢文」）や、「読書の功を称して昇殿を望む」（『同』卷六「申紀伊守状」・原漢文）という言葉はそれを裏付けるものであろうし、敦光の父明衡は自らの策労と式部少輔労に加えて父有信の「侍読労」に依り一階を加えられる事を願い出している（『同』卷六「申一階状」）。

また、同時代の侍読についての記述を追つてゆくと、侍読を天皇に特に近侍することを聽された特権的地位と考えていたものにまま行き当たる。

一条天皇に奉じられたという藤原伊通の『大槐秘抄』では、

君には。すゞるなる人は。御くだ物御茶などはまいらせぬ事なり。閑白。護持僧。御乳母。御侍読などのま
いらせ候なり。内蔵頭などは。まいらすべきにこそ候めれ。これをもて思に。この人々にあらずとも。御外
戚などは。さだめてまいらせ候らむかし。いみじく御外戚などにて候とも。御持僧にあらぬ僧には。おほむ
くちうつしうつしにものは仰られぬ事に候。：

とあつて、閑白や護持僧、乳母らとならんて天皇に食物を進める事の出来る役として侍読を挙げており、きわ
めて天皇に近しい役職として捉えられていたことを確認できよう。藤原頸季、清輔らが出たことで著名な六条藤
家は、大嘗会和歌と人麿影供とを歌道の家としての拠り所としたとされているが、それまで大嘗会には全く関与
することのなかつた六条藤家が、頸季に至つて突然大嘗会歌人に任命され、その息頸輔が大嘗会歌人となること
を切望したのも、その背景には大嘗会歌人という地位に対する認識の上昇が推測出来るのではないだろうか。²⁴

平安時代を通じて見れば、侍読の勞を最も強調した儒者は大江匡衡(九五二—一〇一七)であろう。彼の詩文集『江
吏部集』に見える、自家の侍読の功勞を誇る文言は枚挙に暇なく、祖父以来の侍読という職は彼の矜持の源泉で
あつたかの如くである。²⁵

昔延喜天暦二代聖主、各奉為母后手書金字法華經。我祖江納言以侍讀作願文。今聖上又奉為東三条院。手
書金字法華經。匡衡又以侍讀作願文。三代希有之事。宣貽來葉、不塊情感。：
(『江吏部集』卷中)

近日蒙縕命、点文集七十卷。夫江家之為江家、白染天之恩也。故何者。延喜聖代、千古、維時、父子共、為文集之侍讀。天、曆、聖代、維時、齊光、父子共、為文集之侍讀。天、祿、御、寓、齊光、定基、父子共、為文集之侍讀。爰、當、今、盛、興、延、喜、天、曆、之、故、事。匡衡、獨、為、文、集、之、侍、讀。擎、周、末、遇、昇、欲、寵、不、能。……（『江吏部集』卷中）

匡衡のこうした言を念頭に一覽を見てみると、確かに天皇近侍儒者には父子相伝の例が多い。『御産部類記』十七「代々浴殿読書役例」「皇子降誕時浴殿読書儒事」に、

醍醐天皇之時、聊雖有此沙汰不分明。

朱雀院以来其儀炳焉、大略以学士・侍讀為其仁、有学士者、必被用之、当代侍讀又用之、学士・侍讀各一人相並用之、或又被用侍讀之子、又母后宮司多被用之、其例在左、

一 四位・五位二人例

村上天皇（延長四年六月二日降誕）

從四位下行文章博士 橋公統

贈中納言広相卿男、広相卿者陽成・光孝・宇多三代之侍讀也、重其父用其子

從五位上守左少弁兼中宮亮藤原元方

当代侍讀、贈從三位菅根男、又為母后宮司

冷泉院（天暦四年五月二十四日降誕）

從四位下行式部大輔 紀在昌

当代侍讀

今一人侍讀者、參議式部大輔維時卿也、公卿不憇之、仍召加元夏
從五位上行式部少輔兼文章博士 三統元夏……

とあり、大江匡房の『江家次第』第十七「御讀書始事」に、

預定其書并博士・尚復

旧例七経召明經博士、史書召紀伝博士、群書治要或用明經・紀伝各一人、近代雖可御讀七經、只以紀伝道儒博学被聽昇殿之輩、多為侍讀之人、又尚復以六位藏人・昇殿人中成業者便為都講、或召非殿上者、……

とあるのは、このことを指していよう。また、これらの記事には御湯殿の儒者を当代天皇の侍讀や東宮学士が勤める例が多いとも説かれており、これら三役が一括りで相伝されていた状況を知ることが出来る。平安時代中期に、千古から拳周まで五代に亘って計九代の天皇の近侍儒職に何らかの形で携わった大江家の例は匡衡が誇るよう目に立つ存在だが、院政期、特に匡房以降はこうした儒職が限定された家の儒者に占められるようになる。

まず目立つのは藤原北家日野流出身者の多さであろう。日野流は、祖である有国の子、資業(九八八—一〇七〇)と広業(九七七—一〇二八)の代で二流に分かれたが、両流ともに父子相伝に成功している。広業流では正家—俊信

—顕業—俊経—親経まで切れ目無くながっているし、資業流でも実政からその息子敦宗に伝わり、その後は実光の子孫達に受け継がれてゆく。実光は実政の直系の孫ではないが、資業流では嫡流に当たり、昇進ルートとしても実政の後を受け継いだと見られる人物である。²⁶ 日野流儒者が天皇近侍を聽されたのは、他の藤原博士家よりも早く、また同時期に儒者弁をも家業化しており、後代他の博士家よりも高い家格に位置すべき布石はこの時期に既に打たれていたと言える。²⁷

その中で一覧の二条度天皇近侍儒者を見た場合、藤原範兼・藤原俊憲、そして永範が他家をほば驅逐している状況はやはり異常であり、信西の明確な政策下にこれら的人事が行われたことを確認することが出来る。この政策は信西の挫折とともに潰え、天皇近侍儒者には再び日野流出身者が多く見られるようになるが、永範のみは六条度大嘗会歌人、そして高倉天皇の侍読として活躍を続ける。永範が自流としては初めて公卿となつたのも、高倉院の東宮学士であつたことを賞せられてのことであり、藤原兼実はこの人事に不承知であつたのか、「坊官は他事に異なるなり」と半ば呆れつつ記録している（『玉葉』承安三年（一一七三）一月五日条）が、彼の違和感の背景には、これが儒者として日野流のような弁官ルート以外から公卿となつた初例であつたことがある。永範は自流のみならず儒者の位階水準を大きく押し上げたのである。彼が一代で切り開いた昇進ルートはその子らに受け継がれ、南家は非参議公卿の家格を得るに至る。全体的に平安時代よりも鎌倉時代以降は儒者の官位が高くなる傾向にあるが、それでも、後年北畠顕房が『職原鈔』巻上において、

文章博士二人（相当從五位下。唐名翰林學士。又云。翰林主人。）

紀伝道儒士之撰也。異朝殊重之。居此職者必転于參政。又詔勅等悉學士之所書也。本朝司雖主文章、於詔勅者內記之所掌也。：（中略）：、凡四道儒者第一等秀才。第二等明經。第三等明法算道也。見令條。紀伝儒者古來多有^ニ登用之人。大業儒任^ニ大臣。菅氏及粟田大臣在衡公等是也。至今日野・南家儒昇^ニ納言。日野俊光卿任^ニ大納言一畢。菅家者相統又任^ニ參議^一者也。：、

と、南家を名家日野流と並び称すにいたる、その基を成したのが永範であることは確かであり、その重要な契機となつたのが、彼の後白河天皇侍読に始まる天皇近侍儒職歴任であつたのである。

七 永範と高倉院

高倉天皇の侍読時代については、具体的な活動の状況を伝える資料が比較的数多く現存している。『兵範記』仁安三年（一一六八）二月二十八日条に『後漢書』を進講した記事が見えるほかにも、宮内庁書陵部藏『貞觀政要』や成寶堂文庫蔵『帝範』『臣軌』はいずれも天皇講読の書であるが、その奥書からは、南家季綱流と成季流、あるいは光範と孝範との間に家説をめぐる交流があり、天皇の侍読を輩出した家として秘説が大切に伝えられていつた経緯を知ることが出来る。

○宮内庁書陵部藏『貞觀政要』奥書

安元三年二月五日、奉授主上既訖

正三位行宮内卿兼式部大輔權播磨守藤原朝臣永範

永久二年（一一一四）仲春十五日、点訖

²⁸ 良兼

合証本等又加自点畢、秘本也

永範

建久第五年九月廿一日、詣三品李部大卿書閣読合畢、有秘説等

匠作員外少尹藤孝範

建保第四年庚則廿五日、受嚴訓訖

文章得業生經範

嘉祿三年四月廿四日、合二條院御本并八条左相府記本畢

刑部權少輔經範

建長三年二月十日、以家説授茂才明範既訖

三品李部大卿經範

建長六年三月廿日、以家説授小男淳範既訖

三品吏部大卿經範

○成寶堂文庫藏『帝範』『臣軌』奥書

本云

寛治八年（一一〇九四）七月一六日於楊梅亭点了。尤可秘藏而已。

藤永実

長寛二年（一一六四）正月二八日奉授主上既訖

式部大輔藤原朝臣 永範

承安元年（一一七一）七月二四日御読了

此書奉授二代 聖主了 家之重宝也。

從三位行宮内卿式部大輔藤原朝臣 永範

建久三年（一一九二）六月一六日御読了 此書繼家蹟已及 聖主三代誠是家之秘本也

正四位下行式部大輔藤原朝臣光範

また、鎌倉時代の儒者菅原為長の日記『編御記』には、改元の際に、永範の孫経範が永範の所説を引用したという記事がある。『維城典訓』の「好学延於知、力行延於仁」という文に基づく「延仁」という案について、『維城典訓』が引用する『礼記』や『孔子家語』などに「好学近於知、力行近於仁」とする本文があり、「近」字の方が意味的にもふさわしいことから「延」字が問題となつた際のことである。

伝聞。経範朝臣所云者、高倉院御時、永範卿点進維城典訓、其本好学延於知点之云々。予所存、永範卿多才博学之人也。奉勅点無点書之時、豈不勘見本書乎。勘見之上者、以何子細見延字哉。不可信之。不勘見本文点此文者、豈非賢者之一失哉。経範若為適當時之難、構永範卿新点之由者、永範卿之亡靈定加睚眦歟。経範難保文道之冥。

伝へ聞く。経範朝臣云ふ所は、高倉院の御時、永範卿『維城典訓』を点進するに、其の本「好学は知に延ぶ」と之を点ずと云々。予存する所、永範卿は多才博学の人なり。勅を奉じて無点の書を点ずるの時、豈

に本書を勘せざるや。勘見の上は、何の子細を以てか延字を見んや。之を信すべからず。本文を勘せばし
て此の文を点するは、豈に賢者の一失ならんや。經範若し当時の難を遁がれんが為に、永範卿の新点の由
を構へれば、永範卿の亡靈定めて睚眦を加へんか。經範文道の冥を保ち難し。

（暦仁二年（一二三九）一月七日条）

『維城典訓』は現在佚書となつてゐるものだが、唐の則天武后が編纂させたとされる、古典を引用しその後に
「訓曰」としてその教訓を垂れるという形式の教訓書であるといふ。經範は、「延仁」という元号の「延」字を、
高倉天皇の勅により永範が点を付した『維城典訓』を根拠として説明しようとしたのである。經範にすれば、代々
の侍読を勤めた偉大な先祖を引き合いに出すことで自説の権威付けを計つたのであらうが、為長はそれを逆手に
取り、永範ほどの学者が「近」字をとる出典諸書を勘案せずに「延」字に点を付したことは考えにくい、として
永範点の存在そのものに疑問を呈している。

実際にそのような本が存在したかどうかは、為長も言うとおり定かではないが、死後五十年以上を経た鎌倉時
代においても、自流・他流を問わず、儒者達に永範が高倉天皇の侍読として強く印象付けられていたことを物語
る興味深い史料と言うことが出来よう。

『古今著聞集』が「高倉院の風月の御才はむかしにもはぢぬ御事とぞ世の人申ける。さればこのみ御沙汰もあ
りけり」（巻四・一三一「高倉院、中殿にて御作文の事」と述べるように、高倉天皇（一一六一—一一八一 在位一一六八
—一一八〇）は好文の天皇として知られる。仁安二年（一一六七）十二月九日に永範を師として読書始を行い、三年

後の嘉応二年（一一七〇）九月九日、御書所作文に出御した際にはわずか十歳であり、治承四年（一一八〇）の退位とその翌年の崩御までのきわめて短い期間ではあるが、主に内御書所を中心として行われた作文は記録に残るものだけでも十数回に及び、父後白河の今様、兄二条の和歌とならぶ没頭ぶりと言つて良い。一般に高倉天皇期の文学については、地下歌人らによる歌林苑の活動や平家歌人らの動向に関心が寄せられることが多いが、その一方ではこうした天皇と近臣らによる詩壇が築かれていたのである。²⁹

今、永範に即してこの好尚を見てみると、天皇の侍読、また詩壇の長老として尊重されていたことを物語るエピソードが伝えられている。

『古今著聞集』に採られて有名なものであるが、治承二年（一一七八）五月三十日に行われた内裏作文では、天皇の御製の落句に

豈忘一字勝金徳

可愍白頭把巻師

豈に忘れんや一字の金に勝れる徳を
愍むべし白頭巻を把りたる師を

という一聯があり、列席していた永範と、同じく侍読であつた左大弁藤原俊経は感涙にむせび、「恩賞を蒙るが如く」（『山槐記』治承二年五月三十日条）階を降りて拝礼、俊経は加えて舞踏をして見せたという。

この属文の帝のもとで、永範の官位はさらに上昇する。仁安三年（一一六八）三月の即位叙位では「前坊学士」として従三位となり、ついに公卿に昇ると、翌嘉応元年四月には宮内卿、承安三年（一一七三）正月の叙目では再度「坊官賞」で正三位、安元元年（一一七五）正月には上国播磨權守となり、最終官位は正三位宮内卿式部大輔であつた。藤原兼実は承安三年の叙正三位について、

披叙位聞書、永範、実守共依坊官賞、叙正三位。左大弁実綱、去年晦、参熊野、未還向。爰被超越下臘了、若無神應歟。但坊官異他事也。件兩人已兩度浴恩了。如何如何、先例雖粗存、人別如此。為奇為奇。叙位聞書を披くに、永範、実守共に坊官賞依りて、正三位に叙せらる。左大弁実綱、去年の晦、熊野に参り、未だ還向せず。爰に下臘に超越され了んぬ。神應無きが若きか。但し坊官は他事に異なるなり。件の兩人已に兩度恩に浴し了んぬ。如何如何、先例粗存すと雖も、人別なれば此の如し。奇為り奇為り。

と述べ（承安三年正月五日条）、永範らの昇進が格別の引き立ての結果であつたことをほのめかしている。

高倉天皇即位の時、永範は六十七歳。しかし、文筆活動は依然盛んで、攝政基房の辞表や各種願文、改元勅文などを草している。安元二年（一一七六）三月四日には後白河法皇の五十賀に参仕せず、「近來無晴出仕」（『玉葉』³⁰）とあるが、同年八月八日には後白河のために「等身阿弥陀像供養願文」を草している（『玉葉』）。先に挙げた中殿作文は治承二年、永範七十七歳の時のことであつたが、そこでも題者と御製講師を勤めるなど、永範の儒者としての活躍は最晩年まで衰えることはなかつた。現在知られている永範の手になる文章の最後のものは、治承二年十月十日の日付のある、建礼門院のための「修冥道供願文」（『本朝文集』卷六十）である。

翌治承三年（一一七九）十一月、いわゆる治承のクーデター、平清盛が関白基房らの罷免を働きかけ、後白河法皇を幽閉するという事件が起こるが、永範自身に余り変化はなかつたらしい。明くる治承四年（一一八〇）の正月、永範は実際に二十七年あまり勤めた式部大輔を辞した。二月にはかねてより体調の優れなかつた高倉天皇が譲位し、天皇を中心とする文化圈の蜜月は終りを迎えていた。同年十月に永範は出家、十一月に死去する。

翌年養和元年（一一八二）正月の高倉院の崩御と、それに続く閏二月の清盛の死は、多くの人々にとつて一つの時代の終結を意味していたであろうが、その直前に永範もまたその生涯を終えたのである。

おわりに

永範の生涯には大きく三つの転機があつたと言うべきであろう。すなわち、世代交代の波に乗ることにより、鳥羽院の愛顧を蒙り、国家的法会の願文の数々をものしたことは、彼を当代一流の儒者として世間に印象付けるに大であつたであろう。その表れの一つが南家で初めてとなる式部大輔就任であり、また、大嘗会和歌の詠進であつた。

さらに南家季綱流出身の信西の強引な政策により、後白河天皇の侍読となつた永範は、平治の乱での信西の敗死、その息子で儒者弁として、父の期待を集めていた俊憲の配流という思いがけない事態の展開から二条・高倉天皇の侍読をも務めることとなつた。これは、院政期、こうした天皇に近侍する儒職を独占的に占めていた日野流の儒者でさえ成しえなかつたことであるが、その前提としては、やはりそれまでの時代に鳥羽院の庇護のもとにつけて、摂関家の動向に左右されない政治的立場を保つていたことがあるのではないだろうか。

そして、詩文を愛好し、師礼を重んじた高倉院の侍読として院を囲んだ彼は、式部大輔に加えて、非参議として正三位宮内卿に至り、南家成季流の家格だけでなく、式部大輔という儒職、そして儒者の地位をも大きく向上させたのである。公卿となることは、侍読であればそれほど珍しいことではないが、院政期で言えばそれは侍読

の多くが日野流や大江匡房などの儒者弁一弁官を経て最終的には中納言程度にまで昇進する家格の人物であるためでもあつた。そうした意味においても、弁官を経ず、儒職を中心とし昇進する家格の出身者として公卿に至つたという点で、彼は平安時代末期から鎌倉時代にかけて儒者の官位が上昇してゆく一つの転換点であつたと言うことができるであろう。

永範以降、光範、頼範、と南家儒者は侍読を輩出してゆく。大嘗会歌人に関しては、光範が土御門天皇即位大嘗会で勤めたのを最後に、以後南家の手に戻ることはないが、『職原抄』の言うとおり、南北朝時代まで南家が日野流とならぶ地位を文壇において占めたことは後代の南家儒者の経歴からも明らかであろう。

ここで、冒頭で掲げた和高尚歎会での永範の和歌と自注を今一度思い起こしてみたい。

いとひこし老こそけふはうれしけれいつかはかゝる春にあふべき

予は三代の侍読たり。七旬の頽齡に迫れり。位は三品に昇り、今七叟に列す。故に此の句有り

七旬に及んで「三代の侍読」となり、公卿に至つたことに「いつかはかゝる春にあふべき」いつたいいつ、このような恵まれた境涯にめぐり逢うと想像しえただろうか、と感慨をもらす永範は、平安時代における儒者の歴史の中で自らが到達し得た地位の稀有であることを確かに自覚していたのではないだろうか。

【凡例】

・本稿で使用した史料は特に断らない限り以下のテキストによる。引用に際しては私に句読点を付し、割注を「」内に示した。() 内は略年譜等で用いた略称。

- 『古今著聞集』(著)：日本古典文学大系、『中右記』(中)・『台記』(台)・『兵範記』(兵)・『山槐記』(山)
：増補史料大成本、『玉葉』(玉)：名著刊行会『玉葉』・図書寮叢刊『玉葉』、『明月記』(明)：国書刊行会『明月記』・『冷泉家時雨亭叢書明月記』、『吉記』：日本史史料叢刊『新訂吉記』(高橋秀樹編・和泉書院・二〇〇二)、『尊卑分脈』(尊)・『公卿補任』(公)・『本朝文集』(集)・『本朝続文粹』(続)・『本朝世紀』：新訂増補国史大系本、『法性寺殿御集』(法)：尊經閣文庫本影印、『中右記部類紙背漢詩集』(中部)・『和漢兼作集』(兼)：図書寮叢刊『平安鎌倉未刊詩集』、『御産部類記』：図書寮叢刊『御産部類記』、『改元部類』(改部)・『大槐秘抄』・『江吏部集』・『編御記』・『長寛勘文』：群書類從、『江家次第』：神道大系、『禁秘抄』：『故実叢書 禁秘抄考註』、『職原鈔』：神道史研究叢書『職原鈔の基礎的研究並びに校本』(白山芳太郎・臨川書店・一九八〇)、『大嘗会悠紀主基和歌』(大)：国歌大観、『類句抄』(類)：古典文庫『類句抄略注』(畠中栄編・一九九八)

注

- 1 「藤原実光考－院政期儒者論(一)－」(『詞林』第三一号・二〇〇〇)・「撰閥家と式家儒者－院政期儒者論(二)－」(『語文』第七九輯・二〇〇一)

2 永範は、現在の平安漢詩文研究において決して多くの注目を集めることはない。また、南家成季流に関する先行研究も鎌倉時代以降の人々に関するものばかりであるものの、平安時代の人物についての専論はないようである。関東祇候の廷臣となつた南家儒者については、小川剛生「藤原茂範伝の考察－『唐鏡』作者の生涯－」(『和漢比較文学』第一二号・一九九四)、永井晋「平安・鎌倉時代の南家儒流」(『桟木史学』第九号・一九九六)、小川剛生「藤原有範伝の考察－武家に仕える儒者－」(『論集太平記の時代』新典社・二〇〇四)など参照。

3 底本「五」とし、傍注に「イ・九」とするが、『中右記』永久二年(一一一四)十二月三十日条では年齢は十二歳とされており、また、治承二年(一一七二)の和尚歎会の折に『古今著聞集』では年齢順に七叟を列举した中で七十四歳の

祝部成仲と六十九歳の清輔の間に七十一歳の永範が挙げられており、永範自身「七旬の頽齡」と述べていることからも治承四年（一一八〇）には七十九歳であったと考えられる。

4 佐藤道生氏は、この猶子関係に関し、永範と同年代であり、忠通側近として共通点を持つ孝範叔父の守光が仲介者として存在した可能性を指摘されている。（『真福寺善本叢刊 捷金抄』「解題」臨川書店・一九九八）

5 前掲注2永井論文参照。

6 卷五・一「式部大輔永範が秀句のこと」、卷五・一二九「後徳大寺左大臣実定風月の才人に勝れたる事」

7 中村文「後徳大寺実定の沈倫」（『立教大学日本文学』第四六号・一九八二）など参照。

8 このことについては既に西山恵子「古今著聞集」成立の周辺―徳大寺公繼のサロンについて」（『中世公家政権の研究』東京大学出版会・一九九八、初出『日本歴史』第四八二号・一九八八）に大略が示されているが、質倨庄の寄進については言及がない。

9 『中右記部類紙背漢詩集』卷第十、大治元年九月二十三日の日付を持つ「月明酒城中」の作者として「散位永範」と見える。

10 佐藤道生「『法性寺殿御集』考」（『平安後期日本漢文学の研究』笠間書院・二〇〇三、初出『和漢比較文学叢書第四卷 中古文学と漢文学II』（汲古書院・一九八七）は、藤原忠通の漢詩集『法性寺殿御集』編纂（久安元年（一一四五））の契機として、源師俊（永治元年（一一四一）没）、藤原基俊（永治二年（一一四二）没）、藤原敦光（天養元年（一一四四）没）、藤原実光（天養元年出家）ら親しい詩友らの相次ぐ出家・死没に遭遇したことが考えられる所、「保延から久安にかけては新旧交代の時期に当たつて」おり、後進の世代の代表として永範の名を挙げている。

11 田中文英「院政期貴族の帝王觀」（『院政とその時代―王權・武士・寺院』思文閣出版・二〇〇三、初出『赤松俊秀教授退官記念 国史論集』赤松俊秀教授退官記念事業会・一九七二）

12 前掲注11で挙げた論考中、田中氏もこの願文を引用している。氏は論考中なお二例を挙げておられるが、すべて永範の作である。

このほかの興味深い事例に、『兵範記』仁平四年（一一五四）十月二十一日条に見える高陽院白河御堂供養記事がある。

これは鳥羽院皇后高陽院泰子が養女の菩提を弔うため白河御堂を供養したことを伝えるもので、永範による願文と、藤原式家茂明による呪願文が全文引用されているが、願趣に関して以下のような一節がある。すなわち「御塔造立供養の御願趣、併せて願文・呪願文等に見ゆ。而るに過去の功德の奉為、亦た法皇の寿福に資し奉らる。時人之を難ず。就中、公家の修御誦経賜度は、旁た其の憚り有るか。偏へに法皇の御沙汰之を為すこと如何」(原漢文)とあり、願主でもない鳥羽院の寿福を祈る一節が願文にあつたとして、時人の非難を受けたという。確かに永範の願文には「抑も作善の趣は如何」として養女を弔うことが述べられた後で「重ねて請ふらくは、聖主陛下、曆數は則ち三皇の曆數を軼ぎ、徳化は亦た五帝の徳化を超ゆらんことを。殊に淨善を分かちて祈り奉る。禪定仙院、綺膳克和し、羞むるに瓊田不死の味を以てし、宝体大穏にして、比するに金石不壞の質を以てせんことを。」と本来の願趣に加えて鳥羽院の「寿福」を願う文言が見られるのに對し、茂明の呪願文にはそのような文言は全く見られない。時人の非難は永範一人に向けられたものと思われる。永範の鳥羽院重視の姿勢は時に過度のおもねりとして世間に受け取られることもあつたのである。

基実に關しては政所家司であつたことが『兵範記』保元三年八月十一日条に、閔白初度辞表を草したことが『同』同年十二月十八日条に見える。また、基房に關しては、『兵範記』仁安二年五月二十八日条、『玉葉』承安二年十二月二十八日条・『同』承安四年三月三日条などに辞表や願文を草した記事がある。

平信範は高陽院納殿并御藏町別当を停止され(『兵範記』仁平四年六月十二日条)、藤原資長は後進の藤原顯遠に異例の越任をされている(『同』同年十二月二十八日条)。

『保元の乱』「一 皇位繼承問題と撰閥家の内訌」(吉川弘文館・二〇〇二)

実範流以外では、藤原元方(八八八~九五三)が朱雀天皇の読書始の学士と東宮学士を勤めている。

橋本義彦「保元の乱前史小考」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館・一九七六、初出『日本歴史』第一七四号・一九六二)、元木泰雄「院の專制と近臣―信西の出現―」(『院政期政治史研究』第四章、思文閣出版・一九九六、初出『立命館文学』第五二一号・一九九一。原題「信西の出現―院の專制と近臣―」)など参照。

伝記研究に加畠吉春「藤原範兼伝の考察」(『平安朝文学研究』復刊第六号、一九九七)がある。

前掲注18元木氏論考参照。なお、俊憲の漢詩文の実作は「保元二年賀内裏新成詩卷」に絶句一首、『擲金抄』に四聯が所

収されている程度であったが、近年佐藤道生氏により発見された『内宴記』に彼の詩序が残る。影印（『日本漢学研究』第四号・二〇〇四）及び、佐藤道生「田安徳川家藏『内宴記』（前半）の翻字と訓読」（『日本漢学研究』第四号・二〇〇四）・同「保元三年『内宴記』の発見」（『中世文学』第四九号・二〇〇四）参照。

俊憲は仁平三年閏十二月に刑部大輔、翌年正月には從五位上と急激に官位を伸ばし、東宮学士となつた時にはわずか三十四歳であった。さらに翌保元元年には右少弁、同二年四月には兼右衛門権佐、同日檢非違使宣旨を受け、八月に左少弁、十月には藏人となり、天皇近侍の儒者に加えて、檢非違使・藏人・弁官を兼ねる所謂三事兼帶を果たす。これは日野流儒者の昇進ルートを踏襲したものと思われ、南家に生まれながら儒業を継ぐことが出来なかつた信西にとつてあり得べき儒者像が日野流のそれであったことが分かり、興味深い。日野流の昇進ルートについては前掲注¹拙稿「藤原実光考—院政期儒者論（一）—」（『詞林』第三一号・二〇〇二）参照。

拙稿「大嘗会和歌と儒者」（『文藝論叢』第六四号・二〇〇五）参照。

順徳院『禁秘抄』「召侍讀事」「御膳事」等にも同様の記述を見いだすことが出来る。

崇徳度の大嘗会歌人は、藤原敦光と藤原行盛であつたが、本来は六条藤家の頤季に詠進の下命があつたものが、頤季の出家により敦光に変更されたという（『袋草紙』）。何故頤季が指名されたのか、その理由は明らかではないが『明月記』天福元年（一二三二）五月二十一日条で、定家が「頤輔卿耽道懇望詠進以後、非成業連々勤仕候」と述べていることから、頤季自身が大嘗会和歌の詠進を強く希望したものと考えられている。このことに関して佐々木孝浩氏は、六条藤家は自らの家を和歌に特化した家とするために、大嘗会歌人と人麿影供の二つを家の業としたと指摘されている（六条藤家から九条家へ一人麿影と大嘗会和歌—」（『藝文研究』第五三号・一九八九）。

大曾根章介「大江匡衡」（『大曾根章介 日本漢文学論集第二卷』汲古書院・一九九八、初出『漢文学研究』第一〇号・

一九六二）、後藤昭雄「大江匡衡—卿相を夢みた人—」（『平安朝文人志』吉川弘文館・一九九三、初出『国文学 解釈と

鑑賞』第五五巻第一〇号・一九九〇）参照。

前掲注¹拙稿「藤原実光考—院政期儒者論（一）—」（『詞林』第三一号・二〇〇二）参照。

式家は日野家に比べれば儒者の家となつたのが約一世代遅く、明衡（九八九）一〇六六）が後三条天皇の東宮学士、白

河院御湯殿儒者を勤めたものの、家を継いだ敦基（一一〇六）にそれを伝えることは出来なかつた。敦基の養子となつた明衡の末子敦光（一一〇六三—一一四四）は崇徳・近衛・後白河の三代の御湯殿儒者と崇徳度の大嘗会歌人を勤めたが、崇徳度の御湯殿儒者は式部大輔菅原在良が「侍読為りと雖も八十有余にして行歩叶わづ」という状態にあつたために召されたものであり（『御産部類記』十七「代々浴殿讀書役例」）、大嘗会歌人も六条藤家の顯季出家による替わりであつた（『袋草紙』卷上）。いずれも彼の当代随一の才学が賞せられての人事ではなかつたのである。敦光の子有光と長光（一一〇一—一一八六）もそれぞれ一度御湯殿儒者を勤めているが、そこから侍読になることは果たせず、式家の天皇近侍儒者家業化は遂に成されなかつた。敦光の後、式家から文章博士となつた敦基の子茂明（一一〇九〇頃—一六〇頃）はその子息らと共に撰閑家の頼長に親近したが、保元の乱で頼長が敗死したことと式家にとっては打撃であつたと思われる。なお、式家儒者と頼長については、前掲注¹拙稿「撰閑家と式家儒者—院政期儒者論（二）」（『語文』第七九輯・二〇〇二）参照。

この人物を佐藤健治氏は季綱流能兼とされる（『中世権門の成立と家政』第一部「藤原氏と権門」第一章「藤原四家の特質と展開—南家を中心にして」（二〇〇〇・吉川弘文館、初出『羽下徳彦先生退官記念論集 中世の杜』一九九七・東北大學文学部国史研究室中世史研究会。原題「藤原南家と榮山寺」）。首肯される指摘であろう。

高倉院の好文とその詩壇については、拙稿「高倉院詩壇とその意義」（『中世文学』第五〇号・二〇〇五）参照。

『兵範記』仁安三年六月二十日・同年七月二十一日条、「玉葉」承安二年十二月二十七日条

○天皇近侍儒者一覽

後一条	三条	一条	花山	円融	冷泉	村上	朱雀	御湯殿儒者	讀書始（右：學士 左：尚復）	東宮學士（侍說）	大嘗會歌人（右：悠紀 左：主基）
藤原弘業（日広） 大江挙周	源為善	大江挙周	大江齊光 藤原忠輔	菅原輔正 藤原忠輔	大江齊光 藤原為時	未詳	橘公統 紀在昌 在昌 為政	藤原元方（南） 三統元夏 三統元夏	大江千古 大江維明 大江維時	藤原元方（南） 大江維時 藤原元方（南）	小野道風 小野道風
藤原資忠 藤原惟成	源為善	大江挙周	大江齊光 藤原忠輔	菅原輔正 藤原忠輔	大江齊光 藤原惟成	大江齊光	大中臣能宣 大中臣能宣 大中臣能宣	大中臣能宣・清原元輔・平兼盛 （※『古今集』等は醍醐度とする）	大中臣能宣・清原元輔・平兼盛 大中臣能宣・清原元輔・平兼盛 大中臣能宣・清原元輔・平兼盛	大中臣能宣 大中臣能宣 大中臣能宣	小野道風 小野道風
後一条	三条	一条	花山	円融	冷泉	村上	朱雀	御湯殿儒者	讀書始（右：學士 左：尚復）	東宮學士（侍說）	大嘗會歌人（右：悠紀 左：主基）

二 条	後白河	近衛	崇 德	鳥 羽	堀 河	白 河	後三条	後冷泉	後朱雀	藤原広業(日広)	藤原義忠(式)
	藤原有光(式)	藤原敦光(式)	藤原顯業(日広)	藤原敦光(式)	藤原資長(日資)	藤原永範(南)	大江挙周	大江挙周	菅原宣義	藤原広業(日広)	藤原義忠(式)
	藤原資光(日資)	藤原敦光(式)	藤原顯業(日広)	藤原敦光(式)	藤原永範(南)	藤原教輔	藤原明衡(式)	藤原義忠(式)	藤原義忠(式)	藤原広業(日広)	藤原義忠(式)
	藤原範兼(南)	藤原範兼(南)	藤原範兼(南)	藤原範兼(南)	藤原範兼(南)	藤原範兼(南)	藤原実政(日資)	藤原義忠(式)	藤原義忠(式)	藤原広業(日広)	藤原義忠(式)
	藤原俊光(日資)	藤原敦光(式)	藤原顯業(日広)	藤原敦光(式)	藤原永範(南)	藤原教光(式)	藤原明衡(式)	大江挙周	大江挙周	藤原広業(日広)	藤原義忠(式)
	藤原行盛(日資)	藤原資光(日資)	藤原敦光(式)	藤原資光(日資)	藤原永範(南)	藤原教光(式)	藤原実政(日資)	大江挙周	大江挙周	藤原資業(日資)	藤原義忠(式)
	藤原正家(日広)	藤原敦宗(日資)	藤原正家(日広)	藤原敦宗(日資)	藤原正家(日広)	藤原正家(日広)	藤原実政(日資)	藤原正家(日広)	藤原正家(日広)	藤原家経(日広)	藤原義忠(式)
	藤原敦信(日広)	藤原資業(日資)	藤原義忠(式)								
	藤原在良	菅原在良	藤原在良	藤原家経(日広)	藤原義忠(式)						
										大中臣輔親	藤原義忠(式)
										平定親	藤原義忠(式)

六条	未詳	未詳（催行されなかつたか）
		未詳

藤原永範（南）

未詳

藤原俊成
藤原永範（南）

藤原長光（式）

藤原永範（南）・藤原兼光（日資）

藤原永範（南）・藤原俊經（日広）

藤原季経
藤原清輔

藤原光範（南）

藤原基光（日資）

藤原光範（南）・藤原俊經（日広）

藤原季経
藤原兼光（日資）

後鳥羽

藤原兼光（日資）

藤原光範（南）・藤原親経（日広）

藤原季経
藤原清輔

安徳

藤原光範（南）

藤原親経（日広）

藤原季経
藤原光範（南）

高倉

藤原長光（式）

藤原永範（南）

藤原季経
藤原清輔

順徳

土御門

後鳥羽

藤原季経
藤原清輔

未詳

未詳

未詳

藤原季経
藤原清輔

未詳

未詳

未詳

藤原季経
藤原清輔

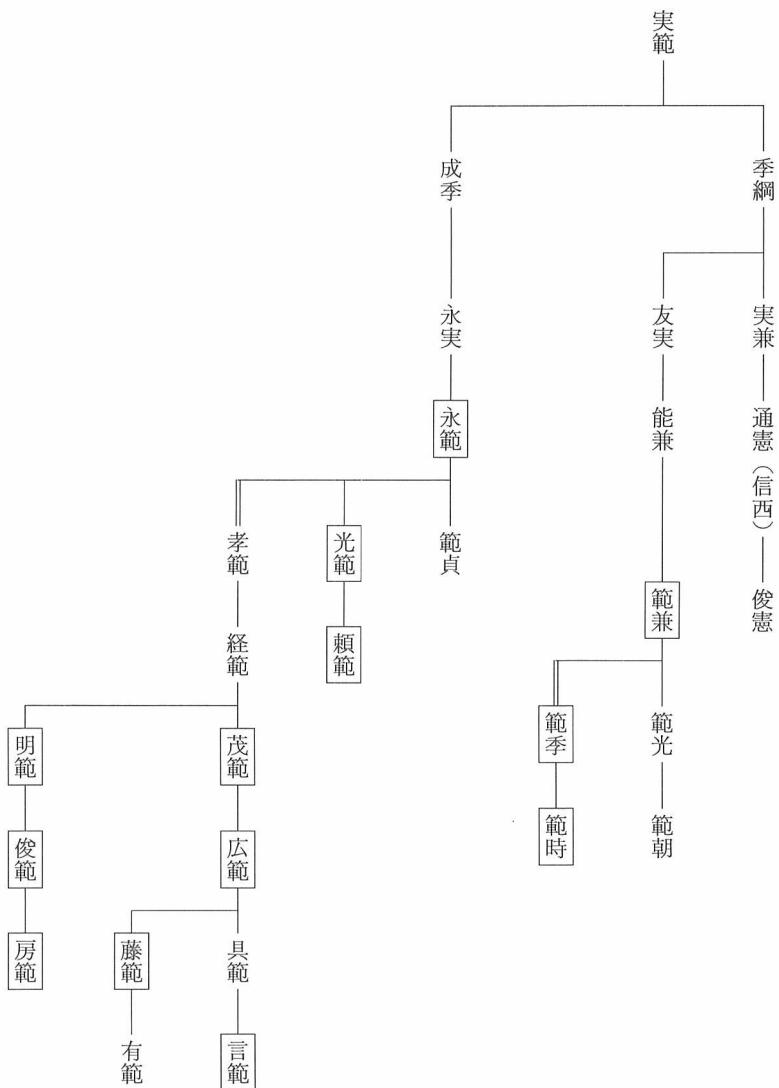
未詳

未詳

未詳

藤原季経
藤原清輔

◆藤原南家系図（□で囲んだ者は公卿、△は猶子）



○藤原永範略年譜

年時	天皇	摶閥	年齢	事柄 (ゴシック体は任官・叙位関連事項)	出典
康和四年 (二〇三)	堀河 (白河院政)				
永久二年 (二一四)					
元永元年 (二一八)					
元永二年 (二一九)					
保安三年 (二二三)	鳥羽 (白河院政)				
天治元年 (二三四)					
大治元年 (二三五)					
崇徳 (大治四年ま で自河院政、 それ以後は鳥 羽院政) (二三〇)					
29	27	25	23	21	18
9 • 20	12	9 • 23	12 • 20	12 • 22	11 • 12
1 • 6		1 • 23	1 • 22	2 • 2	1 • 22
從五位上 (策労) 忠通邸作文 「江湖唯聞鴈」 講師	先祖相伝の遠江国質佐庄を待賢門院御願寺円 勝寺に寄進す	忠通邸作文 「月明酒城中」。講師	左衛門尉・檢非違使宣旨 叙爵(皇后宮合爵)	対策に応ず 大學權助	加賀少掾 父永実卒(58歳)、服解
『公』 『中』	『公』 『中』	『公』 『法』	『公』 『尊』 『公』	『公』 『公』 『公』	『公』 『大間成文抄』 『中』

(二三九)	久安五年	(二四〇)	久安四年	(二四一)	久安三年	(二四二)	久安二年	(二四三)	天養二年	(二四四)	保延七年	(二四五)	保延五年	(二五〇)	保延二年	(二五一)	保延元年	(二五二)	長承二年
(鳥羽院政)	近衛																		

忠

通

48	47	46	45	44	40	38	35	34	32
11 • 12	9 • 15 • 16 20	6 • 11 28	5 • 26	1 • 5	1 • 29	12 • 16 5	1 • 6	4 • 1 23	2 • 28
〔鳥羽法皇天王寺念佛三昧院供養願文〕	春季仁王会呪願文を草す 〔鳥羽法皇奉為贈皇后茨子御八講願文〕 〔鳥羽法皇天王寺逆修願文〕	伊予権介 〔崇徳院奉為待賢門院修法華八講願文〕	從四位上（策労） 越中介	從四位下（策労）	文章博士	忠通邸作文「養生不若花」。序者	正五位下（策労）	太皇太后宮少進	北野作文「野催唯青草」。講師
〔集〕 60	〔集〕 60	〔集〕 60	〔本朝世紀〕 〔台〕 〔集〕 60	〔公〕 〔集〕 60	〔公〕	〔公〕 〔公〕	〔公〕	〔中〕 〔法〕 〔中〕 〔兼〕	〔中〕 〔中〕

久寿二年 (二五五)	保元元年 (二五六)	忠通 (氏長者は忠通)	57	56	55	54	10 ・ 28	10 ・ 27
久寿二年 (二五五)	保元元年 (二五六)	忠通 (氏長者は忠通)	12 8 8 1 ・ 18 16 15 20	10 8 8 1 ・ 23 14 11 24	10 4 4 ・ 18 27 7	12 11 11 8 6 6 2 ・ 17 17 10 28 26 6 27	「鳥羽法皇千部法華經供養願文」 「鳥羽法皇三七日逆修願文」 「鳥羽法皇三七日結願逆修願文」 立太子定。名字を撰申す	「高陽院白河御堂中御撰供養願文」 「高陽院白河御堂中御撰供養願文」 「高陽院白河御堂中御撰供養願文」 茂明)
内宴。『春生聖化中』題者。 忠通所宛勤仕 基実所宛勤仕「毎事任保安二年例」 関白基実初度上表を草す	忠通四男の名字を勘進するも、採択されず 正四位下(造陰明門陣屋功) 「賀内裏新成詩」	石見守を兼ねる 忠通三社奉幣告文を草す	忠通。内宴記	忠通。内宴記	忠通。内宴記	忠通。内宴記	忠通。内宴記	忠通。内宴記
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
兵	兵	兵	公	公	公	公	大	集
兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵	兵
兵	兵	兵	公	公	公	公	大	集
兵	兵	兵	公	公	公	公	兵	兵
兵	兵	兵	内宴記	内宴記	内宴記	内宴記	61	61

平治元年 （二三九）	永曆二年 （二六〇）	永曆元年 （二六一）	長寛元年 （二六三）	長寛二年 （二六四）	六条 (後白河院政)	二条 (後白河院政)
仁安三年 （二六五）	仁安二年 （二六七）	仁安元年 （二六八）	永万元年 （二七一）	永万元年 （二七二）		

基
実

67	66	65	64	63	62	60	59	58
3 11 28	12 9	11 3	7 5 • 28	10 15 10	6 • 13	1 2 • 8 17	4 • 7	1 • 10
高倉天皇に後漢書を授く 二条上皇の尊号辞書を草す	東宮（高倉天皇） 讀書始、侍読。	摂政基房第二度上表を草す 「五宮御室金泥一切經供養願文」 准後の名字を勘申す	東宮（後の高倉天皇） 学士を兼ねる	「一条天皇広隆寺再興供養願文」 大嘗会。主基歌人。	閏 基実の左大臣辞表を草す 改元勅文	『帝範』『臣軌』を二条天皇に進講 大宰大式。	熊野・伊勢同体説について勘申す	二条天皇侍読
『公』 『改部』	『公』 『山』	成寶堂文庫藏本奥書 『公』 『玉』 『山』 『集』 60	『長寛勘文』	『公』 『玉』 『兵』	『大』	『大』	『玉』 『兵』	内宴。序者。昇殿を許される。 『公』『山』

嘉応元年 (一一九)	嘉応二年 (一一〇)	承安元年 (一一一)	承安二年 (一一二)	承安三年 (一一三)	承安四年 (一一四)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

高倉

基
房

